

定期監査

監査対象 59所属及び2財産区

監査期間 令和7年9月12日～令和8年3月6日

定期監査では、市の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、8件の指摘と66件の指導を行いました。今回の指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、30件の業務意見を付しました。

★指摘事項

- ① 契約保証金額の誤りについて（政策法務課） **【正確性の観点】**
令和5年3月17日決裁に基づく業務において免除している契約保証金額について、契約金額の100分の10未満の金額が契約書に記載されており、仮に契約解除となった場合、静岡市契約規則の定めより低額の損害金しか請求できない状態となっていた。
- ② 支出負担行為を経ない郵券の購入について（感染症対策課） **【合規性の観点】**
郵券の購入に当たり、支出負担行為の決裁を受ける前に購入が行われていた。
- ③④ 積算における事務管理料と件数の根拠について（感染症対策課） **【正確性の観点】**
積算において次のような不備があり、少なくとも300,000円過大な積算となっていた。
 - ・ 参考見積に記載がなく加算理由も明確でない事務管理料を加算していた。
 - ・ 予定件数の算定において、制度変更に伴い減ずる必要のある件数を減じていなかった。
- ⑤ 積算額の誤りについて（児童相談所） **【正確性の観点】**
人件費の積算に用いた月額給料及び標準報酬月額に誤りがあり、正しい金額より42,900円過少に積算されていた。
- ⑥ 事業決裁の不存在について（清水まちづくり推進課） **【合規性の観点】**
事業の実施に当たり、事業決裁が起案されていなかった。
- ⑦⑧ 行政財産目的外使用料及び電気料金の算定誤りについて（教育資産管理課） **【正確性の観点】**
使用料及び電気料金の算定において次のような不備があった。
 - ・ 借地上にある建物に係る使用料の算定に用いた指数や残価率の数値に誤りがあり、392円過少に請求していた。
 - ・ 電気料金の算定に当たり、誤って電気料金（円）ではなく電気使用量（kWh）を用いて計算しており、算定に用いる面積についても誤った数値を使用したことにより、285円過少に請求していた。

●主な業務意見

①契約事務における手続の整理及び庁内周知について（契約課）

【有効性の観点】

これまでの定期監査において、契約書が完全な袋綴じになっていない事例や、単価契約において必要な記載事項（契約期間内は契約単価の見直しを行わないこと等）が契約書等に反映されていない事例が繰り返し確認されており、今回の定期監査でも同様の状況が見られました。

所管課への予備監査においては、袋綴じの具体的な方法やその趣旨について十分に理解されていない事例が見られたほか、単価契約における記載事項について、契約書等のどの箇所に、どのような表現で記載すべきか判断に迷っている状況もうかがえました。

業務統括課である契約課においては、法令の解釈及び法的助言を行う立場にある政策法務課とも連携しながら、契約書の袋綴じにあってはその趣旨も踏まえて「完全な袋綴じ」とされる状態が図解等を用いた資料により具体的にイメージできるよう、また、単価契約に係る契約書等の記載事項にあっては標準的な記載例を整理し共有するなどして、契約書等にどのように記載すべきかを所管課が迷うことのないよう、率先して契約事務を円滑に進められる環境づくりに努めることで、事務水準の均一化が図られることを望みます。

②児童虐待対応におけるA Iシステムの導入による質の向上等と各区こども家庭センターとの連携強化について（児童相談所）

【有効性の観点】

静岡市における要保護児童等への支援体制について確認したところ、各区に置かれた「子ども家庭総合支援拠点」が令和6年4月から「こども家庭センター」として要保護児童対策等の機能が拡充し、こども家庭センターと保健福祉センターが連携した早期の支援が開始され、要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた関係機関による支援の協力体制につなげることができているとのことでした。

また、「児童相談一体化システム」を導入し、児童の安全確認、安全確保等の初期対応の迅速化につながり、虐待の早期発見・早期予防の体制が出来上がりつつあるとのことでした。

さらに、児童相談所では、令和5年度に児童虐待対応のノウハウを蓄積し、可視化してデータ分析を行う静岡市独自のA Iシステムを開発し、令和6年度から運用を開始しました。

このA Iシステムの効果を確認したところ、迅速な初動対応につながるとともに、職員の業務負荷が軽減し、これまで主にベテラン職員の知識、経験に依存していた部分をA Iシステムが補い、職員の思考や行動をサポートすること

で、組織全体の対応の質の向上に寄与しているとのことでした。

この静岡市独自のA Iシステムの構築、導入は、児童相談所がこれまで抱えていた相談対応件数の増加や業務負荷の増大といった課題を解決するために、繁忙な業務をこなしながら民間事業者と協力して開発した職員の努力の結晶であり、経験豊富な職員の知見の活用により児童虐待への対応力の強化や業務の改善に寄与しており、高く評価できます。

各区こども家庭センターとの更なる連携強化に向けて、「児童相談一体化システム」の運用と併せて、このA Iシステムの機能の充実と活用の拡大が進み、静岡市の要保護児童対策等における早期発見・早期予防のための、より実効性のある体制が確立することを期待します。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査の指摘事項13件を確認したところ、その全件において監査委員に通知された措置が対象所属で実施されていたことを確認しました。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務で、いまだに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はありませんでした。

《提言》 5件の提言のうち3件を掲載します。

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ①：事務事業の根拠となる法令等の確認及び決裁における実質的確認の徹底について】

令和7年度においては、全庁における内部統制の重点取組項目として「事務事業の根拠となる法令等の確認」が掲げられており、事務事業の適正な執行を確保する観点から、これまで以上に、根拠の明確化と確認の徹底が求められているところですが、今回の定期監査においても、文書の確認の観点から、引き続き次のような事例が確認されました。

- (1) 事業決裁に、事業実施の根拠となる法令等の記載又は根拠法令の添付がなされていない。
- (2) 事業決裁に予定価格の根拠となる積算書は添付されているが、その内容を裏付ける参考見積などの根拠資料が添付されておらず、用いた単価等の正確性も含めて積算金額が正しいことを決裁上確認できない。
- (3) 契約保証金に係る項目や債務不履行時の契約解除に係る項目について、契約書の規定に不備があるにもかかわらず事業決裁の回議過程において看過されている。

これらの事例からは、決裁者が当該事務事業の法的根拠や金額算定の妥当性

を具体的に確認したかどうかが決裁文書上判然とせず、結果として、回議の過程において形式的な確認しかなされていないのではないかと見受けられる状況といえます。

令和5年度定期監査結果等報告書の提言で述べた「文書の確認がおざなりにされている」という問題が、依然として解消されておらず、また、内部統制における重点取組項目が現場の事務執行に十分に反映されていない状況が見受けられました。

適切な意思決定がなされていることを客観的に担保できるよう、業務統括課において具体的に根拠の確認をどのように行うのかを示すことが望めます。

事務事業の根拠を確認することは、内部統制の基本であると同時に、静岡市職員一人ひとりの職務遂行の信頼性を支える重要な要素であることから、今後、実効性のある取組がなされることを望みます。

【テーマ②：契約書の規定の不備に係る再発防止について】

令和3年度行政監査（テーマ監査）及び令和5年度定期監査結果等報告書において、契約書における規定の不備について、意見・提言を行いました。

契約事務に携わる全ての職員に対し、法令等の趣旨を十分に理解した上で、最新の契約書標準書式を使用し、契約書の内容を適切に確認するよう注意喚起を行ってきたところですが、今回の定期監査においても、同様の不備が複数の所属において確認され、過去の監査結果が全庁に十分に水平展開されておらず、再発防止に結び付いていないことを示しています。

債務不履行の場合の契約解除の規定については、民法改正により、債務の履行が不能となった場合等には、相手方の帰責性を問うことなく契約解除が可能となった趣旨が十分に理解されていないものと考えられます。

また、契約保証金に関する記載の不備についても、契約書に契約保証金に関する規定が全く記載されていない事例が複数確認されています。

契約書は、静岡市と相手方との権利義務関係を明確にし、将来の紛争や損害を未然に防止するための根幹となる文書であり、上記2つの不備はいずれもこのままの状態を容認してよいものではありません。

これらの不備が、長期にわたり改善されていない現状を重く受け止めており、全庁に共通する事務の総合調整を担う業務統括課においては、実務を行う所管課に向けてより分かりやすい周知を検討されることを期待します。

繰り返される不備の再発防止に当たっては、個々の所管課だけの意識に頼るのではなく、組織的に実効性のある取組がなされることを望みます。

【テーマ③：政策法務人材の育成及び全庁的支援体制の充実について】

行政事務が多様化・複雑化する中で、各所属において、事務事業の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、運用するため政策法務には欠かせない素養が十

分に備わった職員を育成し、各課、各局に配置することが重要です。

静岡市では、「政策法務人材育成指針」を令和3年3月に策定し、これを令和6年3月に改定して、職位ごとに求められる政策法務能力の分野を定め、その能力向上を図るため、政策法務課と人事課が連携して研修を行うとともに、職員が自ら習得すべき法務能力についても、様々な機会を捉えて周知を行っているとのことでした。

さらに、全庁的な政策法務の推進体制を確立するため、政策法務主任者に対する研修や法務相談、例規の整備等の機会を通じてOJTを行うなど、それぞれ所管部署の政策法務管理を担うことができる人材育成に努めているとのことでした。

これまでの政策法務推進のための様々な取組が着実に行われている点は評価できます。

一方で、これまでの定期監査で確認された事例を踏まえると、所属によって日常的な事務執行において、当該事務の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、当該事務が合規的であることを説明するという政策法務の実践に必要な能力の定着の程度にバラつきがある状況にあるともいえます。

各課、各局に配置することを見据えた政策法務人材の育成と政策法務課による全庁的支援の在り方について、改めて検討を進める必要があると考えます。

今後、全ての職員が静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第20条第2項に規定する「法令等を遵守することはもとより、法令等を活用してまちづくりに積極的に取り組む」という責務を全うできる状態を目指した政策法務人材の育成と、政策法務管理が的確になされるよう全庁的な体制づくりの取組を着実に進めることで、法令等を遵守した適正な行政運営の下、能動的な法令等の活用によるまちづくりを推進し、市民サービスが向上することを期待します。